

取手市いじめ防止基本方針

(令和3年改定)

取 手 市

取手市いじめ防止基本方針 目次

◆はじめに	1
I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	
2 基本理念	4
II いじめの防止等に向けた方針	4
1 「いじめの防止等のための基本的な方針」の確認事項	
2 いじめの未然防止	
3 いじめの早期発見	
4 いじめへの対処	
5 地域や家庭との連携について	
6 関係機関等との連携について	
III いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	6
1 取手市いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめの防止等の対策のための組織	
3 いじめの未然防止に向けた取組	
4 いじめの早期発見に向けた取組	
5 いじめへの対処に向けた取組	
IV いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	13
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 再発防止策を踏まえた取組	

3	いじめの防止等の対策のための組織	
4	いじめの未然防止に向けた取組	
5	いじめの早期発見に向けた取組	
6	いじめへの対処に向けた取組	
7	関係機関等との連携	
8	教職員研修の充実	
V	保護者の責務	19
1	未然防止と早期発見に向けた取組	
2	いじめへの対処に向けた取組	
VI	子どもの役割	19
1	未然防止での子どもの役割	
2	早期発見といじめへの対処での子どもの役割	
VII	地域の役割	20
1	未然防止に向けた取組	
2	早期発見といじめへの対処に向けた取組	
VIII	重大事態への対処	20
1	重大事態の定義	
2	重大事態の判断	
3	重大事態が発生した場合の報告	
4	重大事態が発生した場合の調査	
5	市長による再調査	
IX	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	24

◆はじめに

取手市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）及び「取手市みんなでいじめをなくすための条例」（平成30年取手市条例第21号。以下「条例」といいます。）の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や、家庭・地域・関係する機関及び団体との連携等、一層の取組の強化を図ることを目的として策定するものです。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。

本市では、この「市いじめ防止基本方針」に基づき、学校や関係機関等をはじめ、市全体でいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じ。）に取り組み、すべての教育活動において、子どもの安心・安全を確保し、子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、学校づくりを一層推進していきます。

令和3年4月の見直しに当たって

平成27年11月11日、市立中学校に通う生徒さんが、学校におけるいじめと不適切な指導により、自ら命を絶たれました。市教育委員会といたしまして、一人の生徒さんのかけがえのない命をお守りすることができなかったことを改めてお詫び申し上げますとともに、お亡くなりになられた生徒さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。ご遺族の皆様には、長きにわたり市教育委員会並びに学校における不適切な対応により、ご心労、ご心痛をおかけしてまいりましたこと重ねてお詫び申し上げます。

本来ならば、本市教育委員会が法に則って調査委員会を設置し、事実関係を明らかにする調査を行わなければならなかったところ、本市教育委員会の不適切な対応により調査が未然となり、ご遺族の要望を受け、本市から県に調査を委託する形で、調査をしていただくことになりました。

平成31年3月20日、県に設置された取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会により、調査報告書が示されました。また、上記、結果に基づき、令和2年1月18日に、取手市いじめ問題専門委員会より、取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言（以下「再発防止策の提言」といいます。）をとりまとめいただきました。この「再発防止策の提言」は、令和元年10月15日から11月15日にかけて実施しましたパブリックコメントにお寄せいただきました市民をはじめ、多くの皆様からの貴重なご意見も反映されているところで

す。市教育委員会並びに市内公立全小中学校（以下、学校）は、県より示された調査結果、評価結果の全てを厳粛に受け止め、また、専門委員会から示された再発防止策の提言の一つ一つの施策を、着実に実施していきます。

市教育委員会や学校は、二度とこのような悲しい出来事を起こすことのないよう、深い反省のもと、全力で再発防止策に取り組んでいきます。

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【留意点】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを受けた子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめを受けた子どもや関係する子どもの様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任をもって行わなければならない。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等いじめを受けた子どもが関わっている仲間や集団（グループ）などの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた子どもがそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子ども本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った子どもに対する指導など適切な対応が必要である。
- ⑤ いじめの中には、犯罪行為に該当する可能性があり、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるため、直ちに警察に相談又は通報することが必要なものが含まれる。
- ⑥ 閉鎖的な学級集団の中では、子どもの優位・劣位の関係性が形成されると、加害者から被害者へのいじめ行為と、被害者から加害者への接近行為あるいは迎合行為（加害者の子どもと「仲良く」することによって、更なるいじめを受けないように必死になるためのこのような行為をいうが、明確に区別することが困難なほど一体化することから、これらの関係性を俯瞰する必要がある。（「いじめ関係性」を把握することの重要性）

- ⑦ 教職員(担任)の言動は、意識的なものであれ無意識的なものであれ、当該クラス内の児童生徒の関係性に与える影響は大きいと言わざるを得ない。¹学級運営や指導等での言動が、クラス内の児童生徒の関係性に变化をもたらし、児童生徒間のいじめを誘発し、助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑧ 当該児童生徒の関係性の修復を急ぐあまりに、安易に謝罪の場を設けることがかえって事態を悪化させることがある。謝罪の場を設けるときには、いじめた児童生徒が自分が行った行為等を省み、謝罪を自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者が謝罪を受け入れる意思があることを確認する必要がある。一方的・形式的な謝罪で関係が修復されたと捉えることはできない。
- ⑨ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に相談・通報することが必要なものがある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、本人が嫌がることやあだ名で呼ぶ
- ・仲間はずれ、集団により無視、耳打ちや口パク（声に出さずに口元を動かし他人をからかう）をする
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・個人の持ち物に本人が嫌がることを書く

【表面的な関係性からは見えにくい例】

- ・特定の集団で行動している時の表情と日常生活の表情に違和感がある
 - ・他の人の持ち物を持たされたり、必要以上に待たされたりする
 - ・今までと行動パターンが急に変わる
（例）「交友関係の変化」「帰るのが急に遅くなる」など
 - ・頭痛・腹痛・睡眠障害、過呼吸等、身体症状を出す
（例）「お腹が痛い」「吐きそう」「眠れない」「過呼吸」など
 - ・特定の曜日や時間に、保健室に行く、遅刻や欠席をすることがある
 - ・部活動を休むことが増える など
- *以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

¹取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会「取手市立中学校の自殺事案に係る調査結果について」 平成31年3月20日

2 基本理念

みんなでいじめをなくすためには、いじめが決して許されない行為であるとともにすべての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、学校及び保護者を中心にいじめを行わない子どもを育てなければならない。また市及び教育委員会、学校、子ども、保護者、市民及び事業者をはじめ地域社会を構成するすべての主体がそれぞれの責務又は役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

いじめの防止等の対策は、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめは、いじめる子どもといじめられる子どものほか、いじめをはやしたて面白がって見ている子どもたち（観衆）と見て見ぬふりをしている子どもたち（傍観者）の四層構造が密接に絡まり合った集団全体の中で起こるものである。「観衆」がいじめる子どもを積極的に是認し、いじめに加担する存在であることはいうまでもないが、「傍観者」もいじめを抑止するどころか、かえっていじめを黙認し、いじめる子を支持する存在となることに十分注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにしなければならない。

また、いじめを認知した場合は、いじめを受けた子どもの生命や身体を保護することが重要であることから、市及び教育委員会、学校、子ども、保護者、市民及び事業者等、関係者の連携の下、市全体でいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

Ⅱ いじめの防止等に向けた方針

1 「いじめの防止等のための基本的な方針」²の確認事項

(1) いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。

(2) いじめに対する措置

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続していること。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

² 平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) いじめに対する教職員の情報の報告

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対して報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、規定に違反し得る。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下、「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、すべての子どもを、いじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、市及び教育委員会、学校、保護者、市民、事業者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の基礎を養うことが必要であると考える。いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに対して適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりもいじめの未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、市及び教育委員会、学校、子ども、保護者、市民及び事業者が一体となっていじめの防止等の取組を推進するための普及啓発が必要である。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての大人が連携し、子どもの小さな変化に気付く目と力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切な関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、毎月のいじめ状況調査の実施、定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口やいじめ防止アプリの周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめ対策推進室を中心として、市民及び事業者と連携して子どもを見守ることが必要である。

4 いじめへの対処

いじめの事実を確認したときは、学校は直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめを行ったとされる子どもへの事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

また、学校はいじめに関して必要な情報を収集し、市及び教育委員会への連絡・相談・報告や、いじめを受けた子ども及びその保護者、いじめを行った子ども及びその保護者に対して、それぞれの子どもが健全に生活できるように必要な処置を講ずる。さらに、事案に応じ関係機関との連携を図る。

5 地域や家庭との連携について

地域社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と保護者及び市民との連携を図る。そのため、PTA、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめ問題について連携した対策を推進する。

6 関係機関等との連携について

いじめ問題への対応においては、例えば市及び教育委員会と学校において、いじめを行った子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関等（警察、児童相談所、法務局、医療機関及び市の児童福祉主管課、青少年センター等）と連携を図ることが必要であり、そのためには、日頃から市及び教育委員会と学校並びに関係機関等との情報共有体制を構築しておくことが重要である。

Ⅲ いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

学校を指導・支援する立場にある教育委員会は、学校を管理監督する役割と責任を自覚し、主体的に解決を目指す姿勢が必要である。また、学校とともに考え、学校の対応力を強化することも重要である。

いじめの問題は、学校だけの問題ではなく、家庭や地域、関係機関等、市全体で解決していかなければならない問題であると捉え、教育委員会がリーダーシップをとり、いじめの防止等の取組の充実を図る。

1 取手市いじめ防止基本方針の策定

市は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を踏まえながら、条例第9条に規定する基本方針を策定する。基本方針に基づくいじめの防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて基本方針及び施策の見直しを図っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ対策推進室」の設置と運営

取手市教育総合支援センター内に「いじめ対策推進室」を設置し、学校におけるいじめに関する情報の一元化を図り、いじめの防止等の対策について総合的に取り組む。

① 組織

いじめ対策推進室長，スクールカウンセラー（準スクールカウンセラー，学校教育相談員，学校心理士など，スクールカウンセラーに準ずる者を含む，以下「スクールカウンセラー」），スクールソーシャルワーカー，学校連携支援員

② 外部人材の活用

スクールカウンセラー・スーパーバイザー，スクールロイヤー

③ 業務内容

- ア 「取手市立中学生の自死事案に係る再発防止策の提言」の実施と報告
- イ いじめに関する子ども，保護者及び教職員に対する相談
- ウ いじめ防止アプリの運用
- エ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣
- オ 学校連携支援員の配置及び派遣
- カ 子どもと親の相談員の配置及び派遣
- オ 学校におけるいじめ対策会議等への参加
- カ 学校におけるいじめの防止等に関する教職員等への研修会の実施
- キ 学校におけるいじめの発生状況の把握
- ク その他いじめの防止等に関し必要な事項

(2) 「取手市いじめ問題対策連絡協議会」の設置と活用

市は、法第14条第1項及び条例第18条に基づき、いじめの防止等に関する関係機関等及び団体との連携を図るため、教育委員会に「取手市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、開催する。

① 組織

警察，児童相談所，青少年育成協議会，民生委員・児童委員，人権擁護委員，PTA連絡協議会，学校，市及び教育委員会（取手市教育総合支援センターの教育相談員等を含む。），その他教育委員会が必要と認める者

- ② 人数
40人以内
- ③ 任期
2年（ただし，再任を妨げない。）
- ④ 開催時期
定例会 年2回程度
臨時会 委員からの提案及び必要に応じて随時開催
- ⑤ 内容
 - ア いじめの防止等に関する関係機関等との連携
 - イ 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
 - ウ 市いじめ防止基本方針の施策の点検及び見直しに係る意見聴取
 - エ 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する助言

(3) 「取手市いじめ問題専門委員会」の設置と活用

教育委員会は，法第14条第3項及び第28条第1項，条例第19条に定める教育委員会のいじめの防止等の対策を実効的に行うための附属機関として「取手市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置し，開催する。

- ① 組織
教育，心理，医療及び福祉，法律等の専門的知識及び経験を有する者
- ② 人数
6人以内
- ③ 任期
2年（ただし，再任を妨げない。）
- ④ 開催時期
定例会 年3回程度
（教育委員会が主体となって重大事態が発生した場合の調査を行う場合など，必要な場合には，この回数に限らない。）
- ⑤ 内容
 - ア いじめの防止等に関する調査研究
 - イ いじめの防止等に関する施策の企画，立案及び教育委員会への提言
 - ウ いじめの事案に関する調査（次号を除く調査で専門委員会による調査が必要であると教育委員会が認めるものに限る。）
 - エ 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査，及び再発防止に資する対応策の検討及び提言
- ⑥ 臨時委員
個別の事項に係る調査審議を委員と同等に行い，専門委員会に参加する。
- ⑦ 記録の管理

専門委員会が会議，調査，その所管事項において作成し，又は取得した文書その他の記録については，適切に管理するとともに，教育委員会に当該記録を引き継ぐ。

(4) 「取手市いじめ問題再調査委員会」の設置と活用

市長は，法第30条第1項の規定により受けた報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，同条第2項及び条例第20条の規定により，法第28条第1項に規定する調査の結果について再調査するため，「取手市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

- ① 組織
 - ④に記載する調査に必要な識見を有する者
- ② 人数
6人以内
- ③ 任期
委嘱の日から当該諮問に係る事務が完了する日まで
- ④ 内容
 - ア 重大事態の調査結果についての再調査
 - イ 市長が特に必要と認める事項に係る調査審議

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 命の大切さと尊さ・人権感覚を学ぶ機会の提供

自分と他者の命の大切さを認めること，児童生徒が他者を尊重しようとする人権感覚を学び，健やかに成長できるようにするため，外部講師を招聘し，講演会や授業を実施する。

(2) 相談窓口の充実

子どもがいじめの問題について相談できる相談窓口を取手市教育総合支援センター内のいじめ対策推進室に設置し，いじめを受けている子どもやその保護者のみでなく，周りの友達や大人からも広く情報を収集し，いじめの未然防止につなげる。

- ① いじめ対策推進室の周知と，その事業の支援を行う。
- ② 相談員が，子ども及びその保護者からのいじめに関する相談に応じ，適切な対応ができるよう支援する。
- ③ 各学校にスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学校連携支援員及び子どもと親の相談員を派遣し，相談体制の充実を図る。

(3) スクールカウンセラー等の配置

スクールカウンセラーを「いじめ対策推進室」に配置し，子ども及び保護者をはじめ，学校に対してよりきめ細かい対応を図り，充実した相談体制を確立する。スクールカウンセラーは子どもや保護者，教職員に対し，臨床心理など専門的な知識・経験に基づき，相談や支援，助言等を行う。

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを「いじめ対策推進室」に配置し、子ども及び保護者に対して福祉の立場から、学校や相談機関等への連絡及びそれらにつなぐ体制を構築する。スクールソーシャルワーカーは子どもや保護者、教職員に対し、社会福祉など専門的な知識・経験に基づき、相談や支援、助言等を行う。

(5) 学校連携支援員の配置

学校連携支援員を「いじめ対策推進室」に配置し、学校運営、福祉など専門的な知識・経験に基づき、子どもや保護者、教職員に対し、いじめへの対応が組織的に行えるよう、支援・助言等をする。

また、学校連携支援による不定期な学校への訪問を行い、再発防止策の実施状況を把握・分析して、効果的に実施されるよう支援・助言等を行う。

(7) 子どもと親の相談員の派遣

子どもと親の相談員をすべての学校に派遣し、子ども、保護者及び教職員からの相談を受け、相談者が抱える不安感やストレス等を和らげることにより、いじめや対人関係のトラブル及び不登校等の問題の解決につなげる。相談員は必要に応じて、学校、いじめ対策推進室及び関係機関等と連携を図る。

いじめ対策推進室において、子どもと親の相談員の情報共有や研修を定期的実施する。

(8) 学級集団アセスメントの活用

学級集団アセスメントを実施することで、教職員が子どもの学校生活に関する意欲、学級に対する満足度に関する情報を得る。教職員は、その得た情報を基に、子どもの実態を把握し、個別面談等を通じてより良い学級経営につなげる。

- ① 対象学年 小学校3年生から中学校3年生まで
- ② 実施回数 年1回以上
- ③ 実施時期 5月以降適宜

(9) 学校が行ういじめを未然に防止するための取組に対する支援

学校において行ういじめを未然に防止するための取組（いじめ防止のためのフォーラム等）に対して、助言を行い、いじめを未然に防止するための活動を積極的に支援する。

(10) 教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、調査報告書や再発防止策の提言に基づき、教職員に対して研修会を実施する。

【具体的な研修の例】

- ・教員各自の指導の在り方を見直す機会の設定

- ・児童生徒同士の関係についての検討
- ・不適切な進路指導についてのリスクの共有
- ・指導方法，不公平な指導について
- ・座席配置について
- ・いじめの態様等についての知識の習得
- ・事実調査について研修の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携の方法
- ・いじめの調査方法・調査の範囲

(11) いじめ防止強化期間の取組

いじめ防止強化期間を設け，学校や関係機関等と連携して，いじめを防止するための啓発活動を行い，市全体でいじめを許さないという意識を高める。

【啓発活動の例】

- ① 各学校におけるいじめ防止に関する講演会や集会，フォーラムの実施
- ② 思いやり・生命の尊さ・いじめ問題について考える道徳の授業の実施
- ③ いじめを防止するためのポスター，標語の作成及び掲示

4 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 学校におけるいじめに関する調査及び個別面談への支援

いじめを早期に発見するために，学校において，在籍する子どもに対し定期的にいじめに関する実効的なアンケート調査及び個別面談を実施し，必要に応じてその対策及び対処に対して，支援・助言・指導する。

(2) いじめ防止アプリの運用

いじめ対策推進室において，いじめの早期発見，いじめへの抑止力を目的としたいじめ防止アプリを運用する。

- ① 対象
市立中学校全生徒
- ② 内容
 - ・子どもがいじめを発見したとき，携帯電話やパソコン等から匿名で報告・相談ができる。
 - ・報告・相談を受けたいじめ対策推進室は，子どもとメールでのやり取りを行いながら，早期解決につながるよう相談内容に応じて対応する。

(3) いじめ予防授業の実施

学校は，子どもに対して「いじめと人権」をテーマに取り上げた教育を継続的に実施し，子どもの人権感覚を培うことが重要である。

いじめ予防授業については，いじめに該当する他者の行為を目の当たりにした際の具体的な演技等を授業に取り入れる。

また、いじめの早期発見と抑止力につなげる手立てとして、いじめを許容しない集団の雰囲気醸成し、いじめの傍観者にならないための授業を実施する。

なお、授業の講師には、法律や心理の専門家を外部講師として活用することで、多様な視点からいじめと人権の問題にアプローチできるようにする。

(4) いじめ相談専用ダイヤルの設置

いじめ対策推進室において、いじめの早期発見、早期対応を目的としたいじめ相談専用ダイヤルを設置し、いじめの問題に悩む子ども、保護者、教職員の相談窓口としていじめの相談体制の強化を図る。

また、既に運用されている24時間体制での相談窓口である「子どもホットライン」（茨城県教育委員会）や、「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）をはじめ、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」（法務省）など、活用可能な各種の相談窓口の周知も図っていく。

(5) いじめの状況把握と支援

- ① 毎月「いじめ状況調査」を実施し、各学校及び市全体のいじめの状況を把握する。
- ② いじめ状況調査をもとに、各学校に対していじめの詳細な確認や、解決困難な事案への支援を行う。
- ③ 各学校にはいじめの積極的な認知に努めるよう、機会を捉えてはたらしかけを行い、認知件数が多いことはきめ細かく子どもの状況を見ていと捉える。
- ④ 表面上いじめは解消したと思えても、いじめが「解消」したと安易に捉えずに、関係する子どもや集団への指導、見守りを継続的に行うよう、各学校に指導する。
※ 「解消」と判断するには、いじめ行為が相当期間なく、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、相当期間は3か月を目安とする。

5 いじめへの対処に向けた取組

(1) いじめが発生した学校への支援

いじめが発生した学校に対して、いじめ対策推進室からいじめ対策推進室長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校連携支援員等の派遣、校内いじめ問題対策会議等への参加、関係機関等との連携など、必要に応じて支援・助言・指導を行い、いじめ問題の早期解決に向けてサポートする。また、当該いじめへの対処について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じて「専門委員会」を活用する。

(2) 出席停止を命ずる等の必要な措置の実施

いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第35条第1項の

規定に基づき、その子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめを行った子どもの出席停止の措置を行ったときは、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、その子どもの立ち直りを支援する。

IV いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、すべての子どもにとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、子ども同士及び子どもと教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

具体的には、学校の教育活動において、全教職員で子ども一人一人を大切にし、集団の一員として自己有用感を育むことなど、日々の心掛けが大切になってくる。（さらに、いじめの防止等の取組を行う学校組織が、教職員相互の円滑なコミュニケーションと相互信頼の醸成された「風通しのよい」組織であることが重要である。）

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条及び条例第10条の規定に基づき、その学校の実情に応じ、国及び県の基本方針、並びに市いじめ防止基本方針を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うか、基本的な考え方や取組内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

2 再発防止策を踏まえた取組

(1) 全員担任制（中学校）、チーム指導（小学生）の導入

中学校における全員担任制、小学校におけるチーム指導を導入する。複数の教職員の目で児童生徒を見守り、児童生徒一人一人の日常の小さな変化に対応できるようにする。また、児童生徒も多様な大人との関係性を通して、人生においてより豊かな人間関係を築いていくことが期待できる。

(2) 教育相談部会システムの導入

全ての学校に教育相談部会を設置し、児童生徒一人一人の不安や悩み、困りごとに対して、継続してチームで支援できるようにする。各学校に設置する教育相談部会には管理職、教育相談主任、各学年の教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなどが参加し、児童生徒の問題に対してアセスメントをした上で、どのような支援ができるかというプランニングを行い、チームで支援する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、その他校長が必要と判断する職員により構成するいじめの防止等の対策のための学校いじめ対策組織を設置するものとする。当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証、及び修正を行う。
- ② いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに当該組織を立ち上げ、今後の対応について協議、判断をする。
- ③ いじめが発生した場合には、速やかに当該組織を立ち上げ、いじめを受けた子どもの支援や安全確保及びいじめを行った子どもに対する指導の体制、対応方針を決定する。
- ④ いじめへの対処等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証などを行い、学校基本方針及びそれに基づくいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより改善を図る。
- ⑤ 重大事態が起きた場合、市及び教育委員会と連携し、事態の収束に向け速やかに対応する。
- ⑥ 子ども及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

4 いじめの未然防止に向けた取組

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための指導を行う。

(1) 道徳教育の充実

子どもたちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにする。また、現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「あなたならどうするか」を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換することが求められる。さらに、「思いやり、友情・信頼、生命の尊さ」を重視した道徳の年間指導計画を作成し、いじめに関する具体的な事例を取り上げて、子どもたちが身近に起こり得ることとして深く考えるような授業を積極的に行っていく。

(2) 児童会活動・生徒会活動、学校行事、部活動での充実

いじめに向かわない子どもを育成するため、児童会活動・生徒会活動、学校行事、部活動において、すべての子どもが活躍できる場面や役割を設定し、子どもが他の子どもから認められる体験をもつことによって、自己有用感を高め、自分を律していく力と判断していく力を身に付ける。

例えば、次のような取組が考えられる。

- ① いじめ防止のためのスローガン作り
- ② いじめ防止のためのフォーラムの実施
- ③ 体験活動やボランティア活動等の実施

実施に際しては、子どもの発達段階や学校の実態に合わせ、効果的な取組となるよう配慮する。

(3) わかる授業づくりの充実

すべての子どもが授業で活躍できる「わかる授業づくり」が展開できれば、学力向上はもちろん、いじめの未然防止にもつながる。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、子どもの学習意欲や基礎学力の低下をもたらすという悪循環になるばかりか、いじめの問題にも発展しかねない。子どもをいじめに向かわせないためには、学校全体でわかる授業づくりに取り組んでいく必要がある。

- ① すべての子どもが活躍できるようにするための授業改善
- ② 話し合い活動や協働的な学習を取り入れた授業の実施
- ③ 個に応じた指導の実践に向けた授業改善

(4) 信頼感と安心感に根ざした学級づくりの充実

子どもの学校生活の基盤は学級であり、子ども一人一人にとって心理的に安定して帰属できる心の居場所とならなければならない。学級の中で、子どもたちが自分とは異なる考えやお互いのよさを認め合うところに信頼が生まれ、好ましい人間関係が築かれる。また、まじめに努力することが最も称賛され、まちがいや失敗を許し合う学級でこそ、安心感とみがき合いを生むものである。子どもをいじめに向かわせないためには、信頼感と安心感にあふれる学級づくりを行っていく必要がある。

- ① 子どもたちの創意工夫を生かした学級活動の充実
- ② 子どもがお互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気づくり
- ③ 学級の問題を子どもたち自身が話し合う場の充実
- ④ 一人一人の子どもの意見を尊重した自己選択や自己決定の機会の充実
- ⑤ 担任による一人一人の子どもたちとの触れ合いや教育相談の充実

(5) 教育相談と個別面談の充実

いじめの問題が深刻になる前にいじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から子どもと接する機会を多くもち、子どもが教職員に相談しやすい関係を構築する。また、子どもの生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、情報を把握した教職員一人で対応することなく、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任等に報告し、速やかに組織的な対応を行

う。必要に応じて「いじめ対策推進室」に相談し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校連携支援員、学校教育相談員を活用することをとおしていじめの問題の早期解決を図る。

(6) インターネットを通じて行われるいじめの防止への啓発

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、子どもから情報を収集し、その把握に努める。また、情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、子どもがインターネットの活用について自ら判断し、適切に活用できるようにする。

インターネットによるいじめに対しては、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭が連携・協力して、いじめの未然防止、早期発見・早期対処へ向けた取組を行っていく。

- ① 発達段階に応じた情報モラル教育の充実
- ② 保護者への啓発と家庭との連携

5 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 教職員の連携による支援

一人一人の子どもの悩みや困りごと、変化や小さなサインを発見し、生徒指導部会や教育相談部会を組織し、情報を共有してチームで支援できるようにする。

情報共有に関しては、課題を抱える子どもや気になる子どもについての教職員間の情報共有システムを構築し、組織で対応する。

(2) アンケート調査の実施

学校は、いじめアンケート及び、ストレスチェック項目を含む教育相談アンケートを年間計画の中に位置付けて子どもに対して実施し、その結果を有効に活用するため、以下の対応を行う。

- ① アンケート後（特に気になることを記載した子どもは直後）に面談の時間を設ける。
- ② 教職員間で調査結果の確認の時間を設ける。その際、対応が必要な子どもをリスト化する等の方法により、対応に抜け漏れがないようにする。
- ③ 教職員の対応を明確化する。（いじめの防止等のための組織や管理職への共有方法及び報告ルート、生徒指導部会、教育相談部会、いじめの防止等のための組織等の各組織の役割分担も含む）
- ④ アンケート内容については、子どもの実態やそのときどきの状態などに合わせて改善する。

(3) 保護者との連携

学校での子どもの様子や学校の取組を、必要に応じ家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で子どもの異変に気づいた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、市民、関係機関等と連携を図り、地域社会における子どもの様子についての情報提供を求める。

(4) 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、いじめ対策推進室やいじめ相談専用ダイヤル、メールによる相談など、多様な相談窓口を周知する。あわせて、「子どもホットライン」（24時間体制・茨城県教育委員会）や、「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニター」（法務省）など、各種相談窓口を子どもや保護者へ周知する。

6 いじめへの対処に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかにいじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、いじめの防止等の対策のための組織を活用し、校長のリーダーシップの下、当該いじめ事案に対して組織的に対応する。特に個々の子どもへの指導の前後に教職員間で指導内容を協議するとともに、二人以上の複数体制で対応する。

必要に応じて、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、その他必要なメンバーにより構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

(1) いじめを受けた子どもの保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめを受けた子どもを守り通すことを第一とする。また、いじめを受けた子どもの保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

(2) 事実の正確な把握

いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども及び周辺の子どものから十分に話を聞き、いじめの事実を正確に確認する。また、アンケートや個別面談等を実施し、速やかに事態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じて関係機関等と連携し、解決に向けた対応を図るとともに、把握した事実を教育委員会に報告する。

(3) いじめを行った子どもへの対応

いじめを行った子どもに対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、すぐにやめるよう指導するとともに、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた子どもの立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することで、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

いじめを行った子どもの保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係

る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さをいじめを行った子どもとともに認識させ、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。さらには、その後の子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言等をする。

なお、いじめを受けた子どもから、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組むことが大切である。

(4) 周囲の子どもへの指導

いじめを受けた子どもの問題にとどめず、いじめを受けた子どものプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題として捉え、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

子どもがインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなど、関係機関への相談、協力を求める。

7 関係機関等との連携

(1) 関係機関

学校だけでの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難と判断した場合は、速やかに警察署、児童相談所及び市児童福祉主管課、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめを受けた子どもの生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報する。

(2) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体等の責任者と、子どもが在籍する学校が連携して対応する。

(3) その他

いじめに関係する子どもが複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校同士が連携していじめの問題に対応する。

8 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解力・対応力の向上を目指し、いじめ問題専門委員会で策定した、再発防止策の提言を踏まえ、学校内における教職員研修の充実を図る。

- ① 調査報告書を基にした実践的事例研修を行い、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ② 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。

特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、生徒指導部会や教育相談部会、いじめの防止等のための組織で対応するという共通認識を図る。

- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

V 保護者の責務

1 未然防止と早期発見に向けた取組

- ① 子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「しかる」ことをとおして子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるよう努める。
- ② 家庭教育学級等に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいかについての学習に努める。
- ③ 子どもの小さな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校やいじめ対策推進室等に相談する。
- ④ 子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

2 いじめへの対処に向けた取組

- ① 子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、在籍学校と協力していじめの解消を図る。
- ② 子どもがいじめを行った場合、その行為をやめさせるとともに早急に在籍学校へ相談する。
- ③ 子どもを通じて、いじめの情報を把握した場合、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、早急に在籍学校へ連絡、相談する。

VI 子どもの役割

1 未然防止での子どもの役割

- ① いじめを（絶対に）行わないという意識を強くもたなければならない。
- ② 命と心の大切さ・尊さを実感し、いじめを行わず、互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努める。

2 早期発見といじめにおける対処での子どもの役割

子どもは、いじめを受け、又はいじめが行われていることを知ったときは、

その保護者、学校、教育委員会等にできるだけ早く相談するよう努めるものとする。

Ⅶ 地域の役割

1 未然防止に向けた取組

- ① 地域と学校が、互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。
- ② 地域は、子どもの社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、子ども同士、又は子どもと地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

2 早期発見といじめへの対処に向けた取組

- ① 市民及び事業者は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、その子どもに声かけを行うなどをして様子を見守るとともに、学校、市及び教育委員会へ連絡するよう努める。
- ② 民生委員・児童委員や青少年相談員等は、地域において、いじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、学校、市及び教育委員会と協力して対応する。

Ⅷ 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- ① 子どもが自殺を企図した場合
- ② 心身に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 など

- (2) いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、次のようにする。

- ① 年間30日を目安とする欠席がある場合
- ② 一定期間、連続して欠席しているような場合には、①の目安の欠席日数だけでなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握した上で判断する。

- ※ 子ども又は保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として対応する必要がある。教育委員会又は学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。
- 子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の判断

個々の事案が重大事態かどうかの判断は、法律や条令、基本方針やガイドラインに基づき判断することはもちろんのこと、学校と教育委員会とが連携して協議した上で、慎重に判断する。

3 重大事態が発生した場合の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに「重大事態発生に係る報告書」を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は直ちに市長に報告する。

4 重大事態が発生した場合の調査

いじめの重大事態の調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 調査の趣旨及び調査主体

- ① いじめの重大事態の調査は、法第28条及び条例第21条の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ② 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けたとき、その事案の調査を行う主体や、どのような組織で調査するかについて判断する。
- ③ 学校が主体となって調査をする場合は、教育委員会は、必要な助言・指導、人的措置等の支援を行う。

(2) 調査を行う組織

- ① 教育委員会が調査主体となって行う場合は、教育委員会に設置される附属機関である「専門委員会」により調査を行う。
- ② 調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点から配慮に努める。
- ③ 学校が主体となる場合は、校内に法第22条に基づき設置した組織を母体としたものに第三者を加えた組織又は学校が第三者調査委員会を立ち上げた組織のどちらかで調査を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

① 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために、次のような項目を調査する。

- ア いつ（いつ頃から）
- イ 誰から行われ
- ウ どのような態様であったか
- エ いじめを生んだ背景事情
- オ 子どもの人間関係にどのような問題があったか
- カ 学校・教職員がどのように対応したか

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。教育委員会又は学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

② いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合

- ア いじめを受けた子どもから十分に聴き取るとともに、当該学校に在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である。例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた子どもや情報提供者に新たな被害が及ばないよう留意する。
- イ いじめを行った子どもに対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、適切な指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ウ いじめを受けた子どもに対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

③ いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合

- ア いじめを受けた子どもが入院や死亡した場合は、その子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- イ 調査方法としては、学校に在籍する子どもや教職員に対する質問調査や聴き取り調査等が考えられる。

④ いじめを受けた子どもが死亡したときの対応

- ア その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する。
- イ 自殺の背景調査を実施する際は、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ウ 自殺の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」を参考とする。
 - ・学校及び教育委員会は、遺族の要望や意向を丁寧に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- ・遺族の要望・意向については、学校と市教育委員会、また市教育委員会と県教育委員会で共有する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・教育委員会は、普段当該校に配置されているスクールカウンセラーとは別のスクールカウンセラーの派遣を県教育委員会に要請する。
- ・遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの時間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意形成をしておく。
- ・いじめ被害者の持ち物や提出物など、遺族に返却すべきものについては、管理職などの指示のもと、担任や学年職員で確認を徹底する。その際、返却の方法や時期、場所など、十分に配慮して対処する。
- ・資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報が無いからといってトラブルや不適切な対応がないと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺の連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、情報発信全体に特段の注意を払う。

⑤ その他

教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめを行った子どもの出席停止措置の活用やいじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、関係のあった子どもが深く傷つき、学校全体の子どもや保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流されたりする場合もあるので、教育委員会及び学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(4) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果の報告

ア 学校は、法第 28 条及び条例第 21 条に規定する調査を実施したときは、その調査の結果を速やかに教育委員会に報告する。

イ 教育委員会は、法第 28 条及び条例第 21 条に規定する調査の結果について報告を受けたときは、直ちにその結果を市長に報告する。

② 調査結果の提供

教育委員会及び学校は、いじめを受けた子どもとその保護者に対して、事実関係等、必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやそ

の保護者に対して説明する。また適時、適切な方法で、経過報告も行う。

5 市長による再調査

- ① 市長は、必要があると認めるときは、法第30条第2項及び条例第22条第1項の規定に基づき、教育委員会又は学校による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- ② 再調査を行うに当たっては、「再調査委員会」を設けて調査を進める。
- ③ 学校は再調査を行う組織等に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④ 市長は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果を説明する。
- ⑤ 市長は、再調査を行った場合、その結果を教育委員会へ報告するとともに市議会に報告する。

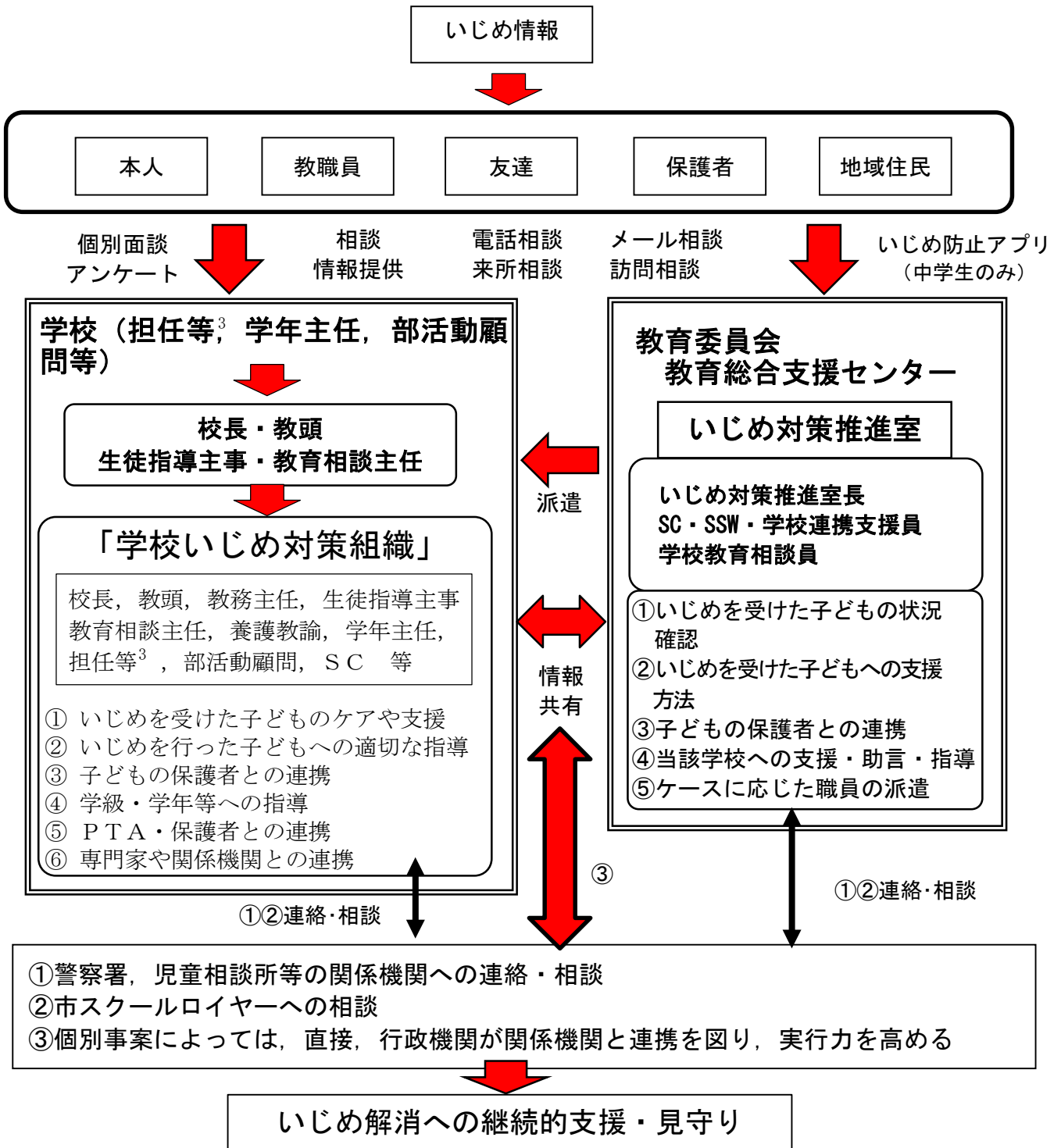
Ⅸ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

教育委員会は、市いじめ防止基本方針の策定後においても、国の動向や社会情勢等を考慮して、当該基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、管下の学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な支援・助言・指導を行う。

資料1

いじめ事案発生時の対応フロー図



³ 全員担任制（中学校）・チーム指導（小学校）のシステムを活用して、複数の教職員が児童生徒の小さな変化に気付く 「取手市新しい学校教育3つの取組」 令和2年4月1日導入

資料2

組織の設置イメージ

取手市

主体：
教育委員会

取手市いじめ問題対策連絡協議会

法14条①

組織

学校（市立学校の教職員），市教育委員会，子どもの保護者
児童相談所の職員，茨城県警察の職員，市の職員，その他
40名以内

役割

- ・市内のいじめ防止対策の情報共有
- ・関係機関・団体の連携強化に関する協議等

教育委員会

取手市いじめ問題専門委員会

法14条③

組織

教育・法律・医療・心理・福祉の専門家 6名以内

役割

- ・学校における「取手市いじめ防止基本方針」の運用状況の検証
- ・学校におけるいじめ問題の現状把握，防止対策の検討
- ・学校で起きた重大事態に関する調査・報告

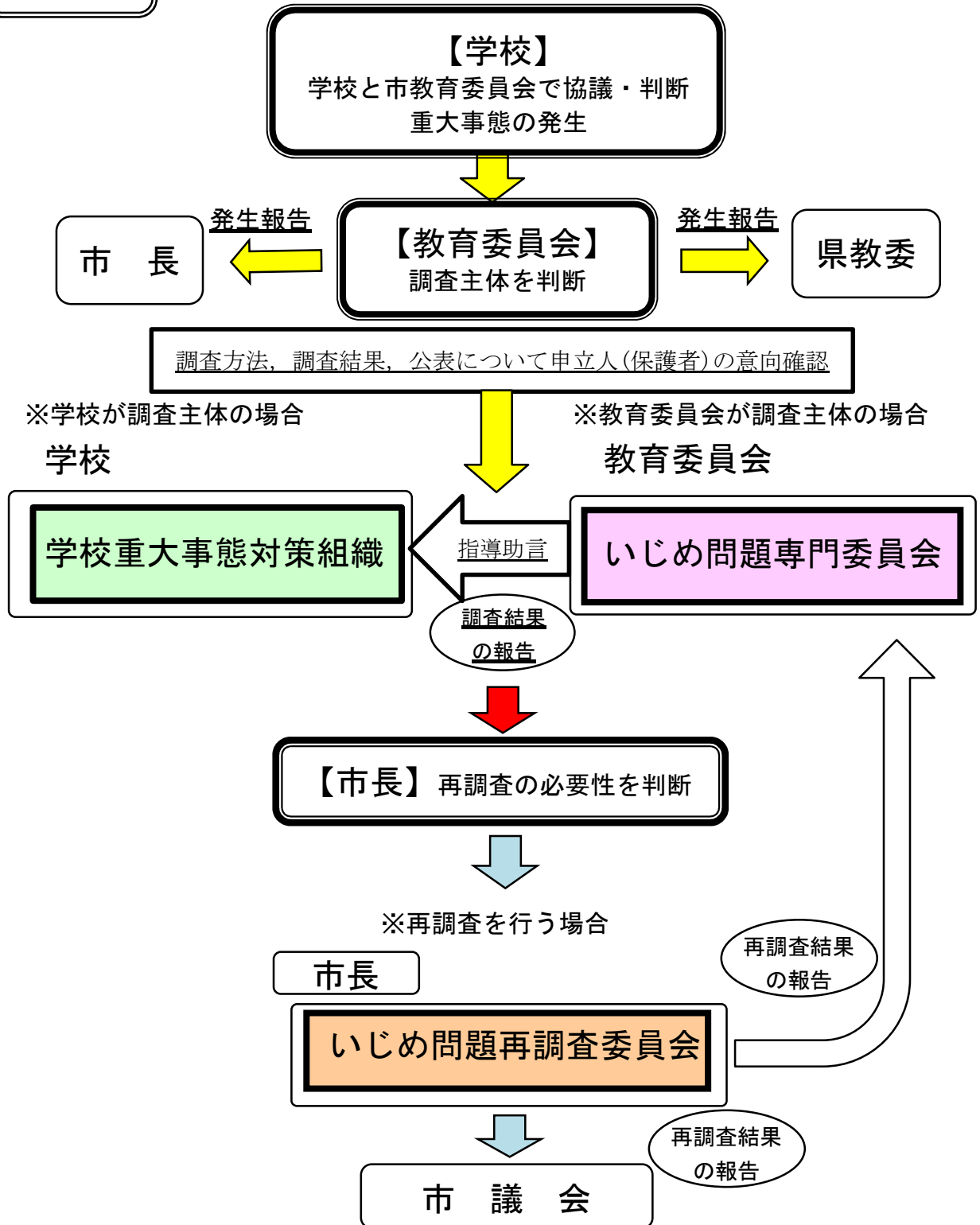
学校

学校いじめ対策組織

法22条

※ 上記イメージ図の **法〇〇条** は、いじめ防止対策推進法

重大事態発生時の対応フロー図



※ 県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行う。

※ 必要に応じて、市スクールロイヤーに相談して助言を得る。